

緊急事態宣言の拡大（4/16）に伴う本県の対策の追加内容（新旧対照）

2020/04/17

これまでの本県の対策	これからの本県の対策（緊急事態宣言後）
<p>【水際対策】</p> <p>①感染拡大地域への訪問・出張等をできる限り自粛すること</p> <p>②やむを得ない理由で感染拡大地域を訪れた場合、不特定多数との接触を控え、帰県後2週間、基本的な感染予防や、体調不良の場合の外出を自粛すること</p> <p>③感染拡大地域に居住し、現時点で愛媛に戻った方も、「もしかしたら感染しているかもしれない」との意識のもと、2週間は不特定多数との接触を控える、近い距離で人と話すのを避けるなど、感染予防のための意識を強く持つこと。</p>	<p>【水際対策】</p> <p>①感染拡大地域への訪問・出張等をできる限り自粛すること</p> <p>②やむを得ない理由で感染拡大地域を訪れた場合、不特定多数との接触を控え、帰県後2週間、基本的な感染予防や、体調不良の場合の外出を自粛すること</p> <p>③感染拡大地域に居住し、現時点で愛媛に戻った方も、「もしかしたら感染しているかもしれない」との意識のもと、2週間は不特定多数との接触を控える、近い距離で人と話すのを避けるなど、感染予防のための意識を強く持つこと。</p> <p>④大型連休期間における人の移動を最小化するための措置を追加 ※不要不急の帰省（県外から家族等呼び寄せる、県外へ帰省することの双方）、旅行の自粛 など</p>
<p>【緊急事態宣言回避行動】</p> <p>①うつらないよう自己防衛！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いや定期的な換気 ・3つの密を避ける など <p>※全国でクラスターが多数発生している「繁華街の接客を伴う飲食店等」への外出は、年齢等を問わず全ての県民が徹底して自粛 【特措法第24条第9項に基づく措置】</p> <p>②うつさないよう周りに配慮！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良のときは、まずは自宅療養 ・他人と接するときは、距離をおく など <p>③不要不急の外出自粛！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大エリアは特に注意 ・仕事や生活に支障がない限り自宅で など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特に愛南町（隣接する高知県宿毛市を含む）、松山市を含む中予地域は特に徹底を！</p> </div> <p>[期間] 4月26日まで</p>	<p>【感染拡大回避行動】⇒特措法第45条第1項に基づく外出自粛要請</p> <p>①うつらないよう自己防衛！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いや定期的な換気 ・3つの密を避ける など <p>※全国でクラスターが多数発生している「繁華街の接客を伴う飲食店等」への外出は、年齢等を問わず全ての県民が徹底して自粛 【特措法第45条第1項に基づく措置へ変更】</p> <p>②うつさないよう周りに配慮！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良のときは、まずは自宅療養 ・他人と接するときは、距離をおく など <p>③不要不急の外出自粛！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大エリアは特に注意 ・仕事や生活に支障がない限り自宅で など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>県内全ての地域で徹底を！</p> </div> <p>※大型連休期間も含め、都道府県をまたいだ不要不急の移動をはじめ、観光や行楽地への訪問等を自粛し、基本的には自宅で過ごしていただく。 ※外出自粛の対象とならないものは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要なものに限ること</p> <p>[期間] 5月6日まで</p>
<p>【県立学校】</p> <p>○中予地域3市3町（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）の県立高校13校及び内子高校、南宇和高校、松山西中等教育学校、特別支援学校の5校を臨時休業</p> <p>[期間] 5月6日まで（内子高校は4/17、南宇和高校は4/24まで）</p>	<p>【県立学校】</p> <p>○県下のすべての県立学校を臨時休業</p> <p>[期間] 5月6日まで</p>
<p>【県管理施設】</p> <p>○松山市及びその周辺地域、愛南町に所在する県管理施設を閉館（県武道館、美術館、図書館、とべ動物園、こどもの城等）</p> <p>[期間] 4月26日まで</p>	<p>【県管理施設】</p> <p>○原則、県下のすべての県管理施設を閉館</p> <p>[期間] 5月6日まで</p>
<p>【イベント】</p> <p>○全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等、慎重な対応を行うこと。</p> <p>○それ以外のイベントは、「3つの密」の重なる場を徹底的に回避した上で、体調不良の者は参加させない、海外や感染拡大地域から来県帰県して2週間以内の者は参加させない、感染予防策を徹底する、3つの密など集団感染リスクを回避する、などを満たす場合に限り開催すること。</p>	<p>【イベント】⇒特措法第24条第9項に基づく開催自粛要請</p> <p>○全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等、慎重な対応を行うこと。</p> <p>○それ以外のイベントは、「3つの密」の重なる場を徹底的に回避した上で、体調不良の者は参加させない、海外や感染拡大地域から来県帰県して2週間以内の者は参加させない、感染予防策を徹底する、3つの密など集団感染リスクを回避する、などを満たす場合に限り開催すること。</p>
<p>【事業者の方々へ】</p> <p>○ 「3つの密」の徹底回避</p> <p>○ 県外への出張や不要不急の外出自粛</p> <p>○ テレワーク、時差出勤、在宅勤務の促進等</p> <p>◇ 県単独の融資措置の創設（国の融資の二階建てとなる独自の融資枠を創設し、信用保証料を補助）</p>	<p>【事業者の方々へ】 ※県として、現段階で休業要請は行わない※</p> <p>○ 「3つの密」の徹底回避</p> <p>※ 集客施設の入場制限を含む【特措法第45条第1項に基づく措置】</p> <p>○ 県外への出張や不要不急の外出自粛</p> <p>※ 出張のみならず招聘も自粛。取引先にも徹底を依頼</p> <p>○ テレワーク、時差出勤、在宅勤務の促進等</p> <p>※ 緊急事態宣言の拡大に伴い、改めての検討を要請</p> <p>◇ 県単独の融資措置の創設（国の融資の二階建てとなる独自の融資枠を創設し、信用保証料を補助）</p> <p>◇ 一階部分の国の融資制度について、地元地銀による同様の融資制度（無利子・無担保）を創設。二階部分について、市町と協調して無利子化を検討</p>